

○湖の辺のまち長浜未来ビジョン推進事業補助金交付要綱

令和4年4月1日告示第101号

湖の辺のまち長浜未来ビジョン推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、湖の辺のまち長浜未来ビジョン（以下「未来ビジョン」という。）に定めるまちの姿「挑戦の先にある湖の辺のまちが賑わう心豊かな暮らし」を実現するため、未来ビジョンに定めるコンセプトに合致する事業を意欲的に行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

**第2条** 補助金の交付対象となる事業は、未来ビジョンに定めるコンセプトのいずれかに合致する、市内において実施される事業で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) ファーストステップチャレンジ事業 個人、法人又は人格のない社団等（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条に規定するものをいう。以下同じ。）が実施する地域課題の解決に資する事業で、事業の目的及び仮説が明確であり、効果検証が可能な事業
- (2) スチューデントチャレンジ事業 高等教育を受ける学生が実施する事業で、事業の目的及び仮説に基づく効果検証が可能な事業

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する事業は、補助対象としない。

- (1) 地域独自の恒例行事その他これに類するもの
- (2) 過去にこの要綱による補助金の交付を受け実施された事業。ただし、前項に規定する効果検証を踏まえて更新されたものと市長が認める場合は、この限りでない。
- (3) この要綱による補助金以外の補助金等の交付を受け実施される事業
- (4) 特定の個人又は団体の営利を目的に実施される事業
- (5) 関係法令又は公序良俗に反する事業

(補助対象者等)

**第3条** 補助対象事業の区分に応じた補助対象者、補助率及び補助限度額は、別表第1のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる者は、補助の対象としない。

- (1) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- (3) 長浜市暴力団排除条例（平成23年長浜市条例第43号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員

(補助対象経費)

**第4条** 補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、補助の対象としない。

- (1) 交際費、飲食費、懇親会費その他の交際接待関連経費
- (2) 補助対象者自らが管理運営する施設又は設備において使用する消耗品の購入費及び維持管理費、運営に係る人件費その他の経常的な経費

(3) 汎用性の高い備品の購入費  
(事業応募書の提出)

**第5条** 補助対象事業を実施しようとする者(以下「応募者」という。)は、市長が指定する日までに、湖の辺のまち長浜未来ビジョン推進事業応募書(様式第1号。以下「応募書」という。)に別表第2に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。  
(補助対象事業の選定)

**第6条** 市長は、応募書の提出があったときは、補助金を交付すべきと認めるものを、湖の辺のまち長浜未来ビジョン推進モデル事業(以下「モデル事業」という。)として選定する。この場合において、市長は、応募書の内容を湖の辺のまち長浜デザイン会議(官民連携都市再生推進事業制度要綱(令和2年国都官第13号)に基づき、未来ビジョンに定める将来像の実現に向けた取組を進める目的で開催される会議)に意見を求めることができる。

2 前項の場合において、当該年度の予算の範囲を超える応募書の提出があったときは、新規性又は独自性があり、継続的な取組が期待される事業を優先的に選定するものとする。

3 市長は、第1項の規定によりモデル事業を選定したときは、湖の辺のまち長浜未来ビジョン推進事業補助金選定結果通知書(様式第2号)により、応募者に選定結果を通知するものとする。

4 モデル事業の選定を受けた者は、前項の選定結果通知書による通知の日が属する年度内に新たなモデル事業の選定を受けることはできない。

(指導及び助言)

**第7条** 市長は、応募者に対し、当該応募書の記載事項について必要な指導及び助言をすることができる。

(申請書の添付書類)

**第8条** 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 湖の辺のまち長浜未来ビジョン推進事業実施計画書(様式第3号)

(2) その他市長が定める書類

(実績報告の添付書類)

**第9条** 規則第14条第1項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 湖の辺のまち長浜未来ビジョン推進事業成果報告書(様式第4号)

(2) その他市長が定める書類

(概算払)

**第10条** 市長は、概算払の請求があったときは、規則第17条第2項の規定により、概算払により補助金を交付することができる。

(帳簿の保存)

**第11条** 補助対象者は、事業に関する帳簿及び書類を事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

補助対象事業の区分	補助対象者	補助率	補助上限額
ファーストステップチャレンジ事業	個人、法人又は人格のない社団等	補助対象経費の2分の1以内	50万円
スチューデントチャレンジ事業	応募書提出時点で高等教育を受ける学生	補助対象経費の10分の10以内	10万円

別表第2 (第5条関係)

補助対象事業の区分	添付書類	備考
ファーストステップチャレンジ事業	<p>ア 個人にあつては開業届出書等の写し、法人にあつては法人設立届出書等の写し、収益事業を営む人格のない社団等については、収益事業開始届出書等の写し、収益事業を営まない人格のない社団等にあつては、規約及び構成員の一覧表</p> <p>イ 特定箇所で実施する事業にあつては、実施場所及びレイアウトが分かる書類</p> <p>ウ その他市長が必要と認める書類</p>	<p>応募書提出後に開業又は法人設立若しくは収益事業を開始する際の開業届出書等の写し等については、事業年度内の提出を可とする。</p>
スチューデントチャレンジ事業	<p>ア 在学を証明する書類</p> <p>イ 特定箇所で実施する事業にあつては、実施場所及びレイアウトが分かる書類</p> <p>ウ その他市長が必要と認める書類</p>	